

議事事務局告示第三号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（書記の職） 第三条 事務局に、必要に応じて、次の職を置く。 一―十二 （略） 2 前項第一号から第十号までに掲げる職（次項に規定するものを除く。）の職務は、広島県議事事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）及び広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年制定）に定めるところによる。 3 第一項第三号に掲げる職のうち、総務課に置かれる者は、上司の命を受け、総務事務の集中処理に関する事務を総括し、及び整理する。 4 （略）	（書記の職） 第三条 事務局に、次の職を置く。 一―十二 （略） 2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる職の職務は、広島県議事事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）及び広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年制定）に定めるところによる。 3 第一項第三号に掲げる職にある者は、上司の命を受け、総務事務の集中処理に関する事務を総括し、及び整理する。 4 （略）

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。